

令和2年度小平市キャッシュレス促進事業 募集要項

1. 事業主体：小平商工会 東京都小平市小川町 2-1268
TEL 042-344-2311 FAX 042-343-0505

2. 事業内容

国が推進しているキャッシュレス決済について、令和元年度に促進事業をおこなったが、コロナ禍により非接触型決済がさらに進むことが予想される。

また小平市も、10月から翌1月までQRコードによるキャッシュレス決済事業を行っており、これが進むことで事務の効率化、時間の節約、人手不足の改善などが期待できる。市内事業者への導入を進めるため、この機会にキャッシュレス促進事業として、通信費、手数料、機器購入費について補助を行う。

3. 事業名 キャッシュレス促進事業

4. 申請要件

- ①市内で事業を営む個人、または市内に登録簿上の本店所在地のある法人である
- ②対象店舗が小平市内にある
- ③令和2年9月1日以降、令和3年1月31日までに新たにキャッシュレス決済サービスの導入契約を結んだ事業者。なお、9月以前にQRコード決済等を用いたキャッシュレス支払サービスを利用していた事業者が、新たに機器使用型のキャッシュレス支払サービスに転換するために支出が発生する場合も申請可とする。
- ④小平商工会の会員である。または決定後に小平商工会へ加入することができる
- ⑤市税の滞納が無く、関係法令等に違反していない
- ⑥同一内容で他の助成金を受けていない
- ⑦反社会的勢力との関係がない

5. 助成対象経費

下記のうち、令和2年9月1日以降、令和3年3月1日までに実際の支払を確認できるものを助成対象経費とする。

- ① 新たにキャッシュレス決済サービス導入を行った事業者が、導入に際して必要となるタブレット・スマートフォン・カードリーダー・レシートプリンター・キャッシュドローアを自ら購入した場合にかかる機器購入費。
- ② 新たにキャッシュレス決済サービス導入を行った事業者が、導入に際して必要となるタブレット・スマートフォンを専用機器と接続するための通信環境整備にかかるプロバイダ月額利用料金。但し令和2年8月分以前に属する経費が令和2年9月以降に支出された場合、その支出については対象外とする。また、令和3年3月以降に属する経費が令和3年2月以前に支出された場合、その支出については対象外とする。
- ③ 新たにキャッシュレス決済サービス導入を行った事業者が、同サービス利用に対して発生する決済手数料及び振替手数料。

6. 助成金額

助成対象事業に要する経費のうち、助成対象と認められる経費 1 件につき最大 3 万円（税抜）。ただし、1 事業者 1 回。補助割合 10/10

7. 募集件数：10 件程度。（予算の範囲内で先着順受付）

8. 提出書類

- ①申請書（様式 1）
- ②キャッシュレス決済サービスの導入契約書等
- ③申請経費の内容が確認できるもの（カタログ等）

9. 受付期間

令和 2 年 12 月 5 日から令和 3 年 3 月 1 日まで

10. 報告書等提出期限

令和 3 年 3 月 10 日まで

11. 助成対象期間

交付決定日から令和 3 年 2 月 28 日まで

但し、令和 2 年 9 月 1 日以降契約・支出を行った経費に関しては遡及適用可能とする。

12. 申請に関する注意事項

- ①提出された書類は返却しない
- ②審査結果は審査終了後に通知

13. 助成事業制度の流れ

- ① キャッシュレス促進事業 申請書（様式 1）を、商工会へ提出
- ② 内容を審査
- ③ 助成金交付決定（様式 2）
- ④ 実施（9 月 1 日以降契約・支出を行った経費は遡及可能）
- ⑤ 以下の書類を商工会に提出
 - ・請求書（様式 3）
 - ・報告書（様式 4）
 - ・支払の事実が確認できる書類のコピー（レシート・領収書・通帳コピー等）
- ⑥ 金額決定（提出書類の審査により、金額を決定。
商工会から額確定通知書を送付し、その後、指定口座に補助金の振込み）

14. 申込先・問合せ先：小平商工会（1. 事業主体と同じ）